

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

ページ

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

（共同参画社会推進課）

一

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

（同）

一

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

（障害福祉課）

一

○道路の区域決定

（道路課）

二

○道路の区域変更（三件）

（同）

二

○道路の供用開始

（同）

三

○港湾施設の概要

（港湾課）

三

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

（警察本部会計課）

三

教 育 委 員 会

○宮城県指定無形文化財の指定の解除

五

人 事 委 員 会

○人事委員会規則十二・一（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則

五

○公開口頭審理の開催

五

公 安 委 員 会

○警備業法第二十三条第一項に規定する検定の実施

六

告 示

○宮城県告示第八百十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人

の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年九月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 DV SOS

一 代表者の氏名 盛田 尚子

二 主たる事務所の所在地 仙台市宮城野区新田四丁目四番三十八号

三 定款に記載された目的 この法人は、DVに悩む人々に対して、生活面、精神面での救済や自立支援のサポートをすることと同時に、DV被害者だけでなくその家族にも広く寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十一年八月二十六日

○宮城県告示第八百十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十一年九月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 アフタースクールばるけ

一 代表者の氏名 谷津 尚美

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区柏木一丁目七番三十六号

三 定款に記載された目的 この法人は、障がい児者に対して、豊かな余暇支援およびその家族支援に関する事業を行い、障がいを抱えていても地域の一員として安心して共存・共生することが出来る社会構築に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十一年八月十九日

○宮城県告示第八百十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十一年九月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 事業所の名称及び所在地 指定障害福祉サービスの種類 設置者名 指定年月日

事業所番号

事業所の名称及び所在地

指定障害福祉サービスの種類

設置者名

指定年月日

〇四一五一〇一〇〇五	やさしい手仙台ケアセンター吉成 仙台市青葉区吉成一丁目十五番八号	居宅介護、 訪問介護、 重度	株式会社やさしい手仙台	平成二十一年 九月一日
〇四一五四〇〇七五三	訪問介護ステーションはぶたえ 仙台市太白区人來田二丁目一番十五号	居宅介護、 訪問介護、 重度	株式会社STエンタープライズ	平成二十一年 九月一日

○宮城県告示第八百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年九月四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）、宮城県大河原土木事務所及び仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月四日

一 道路の種類 県道

二 路線名 角田山下線

三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区 間		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
角田市角田字中島下四七七番一地从先から 巨理郡山元町小平字北七番一地从先まで	二二・〇〇 一〇六・〇	七、九五七・〇	

○宮城県告示第八百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年九月四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月四日

一 道路の種類 県道

二 路線名 丸森柴田線

三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変 更 の 区 間		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
角田市島田字宝作無番地先から 同市藤田字半田六九番地先まで	後 前	九・〇 四七・〇	四、六八二・五	

○宮城県告示第八百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年九月四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）、宮城県大河原土木事務所及び仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月四日

一 道路の種類 県道

二 路線名 半田山下線

三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変 更 の 区 間		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
角田市藤田字鹿島無番地先から 巨理郡山元町大平字館山五番一地从先まで	後 前	八・五 七五・四	四、九〇一・五	

○宮城県告示第八百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年九月四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月四日

一 道路の種類 県道

二 路線名 利府岩切停車場線

三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
宮城郡利府町神谷沢字長田二番八地先から 同郡同町神谷沢字塚元八番七地先まで	後	前	三二・五 四九・〇	五四五・〇
	三二・五 四七・〇			五四五・〇

○宮城県告示第八百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年九月四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路の類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	基石富岡線	柴田郡川崎町支倉字日向五七番一地从先から 同郡同町支倉字塩沢二〇番三地从先まで	平成二十一年 九月四日
県道	基石富岡線	柴田郡川崎町支倉字山口前六一番三地从先から 同郡同町支倉字金田四三番一〇地先まで	平成二十一年 九月四日

○宮城県告示第八百二十三号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十四条において準用する同法第十二条第五項の規定により、仙台塩釜港仙台港区の新たな港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、土木部港湾課及び宮城県仙台塩釜港事務所において縦覧に供する。

平成二十一年九月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 港湾施設の種類及び名称

1 種類 荷さばき施設 軌道走行式荷役機械

2 名称 ガントリークレーン四号機

二 位置

仙台市宮城野区中野字高松

三 構造

トオリ式橋型クレーン

- 四 数量
一基
- 五 吊り上げ能力
四十八トン
- 六 供用開始年月日
平成二十一年十月四日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十一年九月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県警察WANデータ回線サービス 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十二年二月一日から長期継続契約（最短契約期間五年間）

4 履行場所 宮城県警察本部総務部情報管理課ほか三十八か所

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城

県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成二十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立て

をしていない者であること。

4 平成二十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始

の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第

一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可

の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てを

なされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続

開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお

従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)(第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)(の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番

一号 電話〇二二・二二一・三三三五)へ平成二十一年九月二十五日(金)、午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 〒九八〇・八四二〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係(電話番号〇二二・二二一・七七一、内線二二三二) 入札説明書等の交付期限 平成二十一年九月二十五日(金)、午後五時まで。

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十一年九月三十日(水)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に於いて、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

(一) 日時 平成二十一年十月十三日(火)、午後五時まで (二) 場所 1に同じ

(三) 郵送により入札書の提出を希望する場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、中封筒に「入札者の法人名等」、「入札に係る調達案件の名称」及び「開札日」を記載し、配達証明付書留郵便により(一)の日時までまでに到達すること。

ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。(四) 提出期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十一年十月十四日(水)、午前十二時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎三階三〇二会議室 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 平成二十一年度における入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十一年宮城県規則第七十四号)により免除とする。

3 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第百十三条及び第百十四条の規定に

よる。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、最短契約期間5年間の経費総額とすること。また、落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item/Service Required: Service of Miyagi Prefectural Police WAN data line - 1 set

2 Duration of Contract: Long term continuous contract from February 1, 2010. (shortest contract duration is 5 years)

3 Location: Information Management Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, and other 38 places.

4 Bid Deadline: 5: 00 pm, October 13th, 2009

5 Contact: Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, 980-8410, Japan TEL 022-221-7171 EXT. 2232

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第一三三号

文化財保護条例(昭和五十年宮城県条例第四十九号)第十七条第五項の規定により、平成二十一年七月二十四日付けで、次の表に掲げる県指定無形文化財に係る保持者の認定及び指定を解除した。

平成二十一年九月四日

宮城県教育委員会

委員長 大村 虔 一

県指定無形文化財		県指定無形文化財の保持者	
種別	名称	氏名	住所
工芸技術	正藍染	千葉よしの	栗原市文字鍛冶屋二二番地

人事委員会

人事委員会規則十二・一(公益的法人等への職員の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年九月四日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則十二・一、十二

人事委員会規則十二・一(公益的法人等への職員の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、人事委員会規則十二・一(公益的法人等への職員の派遣等に関する規則)の一部を次のように改正する。

別表第一財団法人宮城県地域振興センターの項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○元宮城大学勤務山本真千子に対する平成十六年七月十三日付け懲戒処分について、第二回口頭審理を次により行う。

平成二十一年九月四日

宮城県人事委員会

一 日時

平成二十一年十月七日 午後一時

二 場所
 宮城県警察本部第三三〇八細一庁
 加賀町行宮七和 一八〇番 一八〇一係警備
 警備隊の交代は、警備隊入口に於ては警備二十名以上の交代は、
 なお、警備隊の入隊は、午後十一時三十分からとす。

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第146号
 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

平成21年9月4日

宮城県公安委員会委員長 中村 孝也

1 検定に係る警備業務の種類及び級
 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第1条第4号に規定する工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務（交通の誘導に係るものに限る。以下「交通誘導警備業務」という。）に係る1級及び2級

2 実施期日

- (1) 交通誘導警備業務1級
平成21年12月9日（水）午前9時から午後5時まで
- (2) 交通誘導警備業務2級
平成21年12月10日（木）午前9時から午後5時まで

3 実施場所

仙台市泉区高森2丁目1番地の39
 仙台地域職業訓練センター

4 受検定員

- (1) 交通誘導警備業務1級 30人
- (2) 交通誘導警備業務2級 30人

5 受検対象者

- (1) 交通誘導警備業務1級

宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該

当するもの

ア 検定期間第4条に規定する2級の検定（交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「交通誘導警備業務2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認めるもの

(2) 交通誘導警備業務2級

宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員

6 検定内容

交通誘導警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験（学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。）

7 受検申請手続

(1) 検定申請の受付期間

交通誘導警備業務1級及び2級とも、平成21年10月23日（金）から同年11月6日（金）まで（土・日曜日・祝日を除く。）の10日間（毎日午前9時から午後5時まで）
 なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。

(2) 申請書の提出先

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める警察署生活安全課とする。

なお、郵送による提出は受け付けない。

ア 宮城県内に住所を有する者

住所地为管轄する警察署生活安全課

イ 宮城県内に住所を有しない警備員で、宮城県内の営業所に属しているもの

属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課

ウ 宮城県内に住所を有する警備員で、宮城県内の営業所に属しているもの

住所地又は属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課

(3) 提出書類

ア 交通誘導警備業務1級

イ 検定申請書（検定期間別記様式第1号） 1通

イ 住所地为管轄する警察署生活安全課に提出する者であつては、宮城県内の住所を疎明する書面 1通

ウ 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者であつては、当該営業所

<p>に属することを疎明する書面 1 通</p> <p>(エ) 前記 5 - (1) - アに該当する者にあつては、交通誘導警備業務 2 級に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業しているなど警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記 5 - (1) - アに該当することを誓約する書面及び履歴書 1 通</p> <p>(カ) 前記 5 - (1) - イに該当する者にあつては、1 級検定受検資格認定書 1 通</p> <p>(キ) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉</p> <p>イ 交通誘導警備業務 2 級</p> <p>(ク) 検定申請書（検定規則別記様式第 1 号） 1 通</p> <p>(ク) 住所地を管轄する警察署生活安全課に提出する者にあつては、宮城県内の住所を疎明する書面 1 通</p> <p>(ケ) 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者にあつては、当該営業所に属することを疎明する書面 1 通</p> <p>(コ) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉</p> <p>(4) 受検手数料</p> <p>公安委員会関係手数料条例（平成 12 年条例第 21 号）第 2 条第 1 項の表第 66 の項に基づき、</p> <p>ア 交通誘導警備業務 1 級 14,000 円</p> <p>イ 交通誘導警備業務 2 級 14,000 円</p> <p>の額に相当する宮城県収入証紙により申請時に納付すること。</p> <p>なお、既納の受検手数料は還付しない。</p> <p>8 検定の実施に関し必要な事項</p> <p>検定に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、検定申請書を提出した警察署において交付する受検票を持参すること。</p> <p>9 その他</p> <p>検定に関する問い合わせ先 警察本部生活安全全部生活環境課（電話番号 022 - 221 - 7171 内線 3184）</p>	
---	--